

(財) 京都府国際センターにおける外国籍府民のための生活相談について

京都府国際センターでは、外国籍府民に対し、気軽に京都府内の生活情報を提供できるよう、言語のできる生活相談員を配置して、電話、FAX、手紙、メールによる相談に対応している。

○ 対応言語及び実施時間等

- ・英 語 月曜日 午後1時から5時まで
- ・スペイン語 水曜日 同上
- ・ポルトガル語 木曜日 同上
- ・中国語 金曜日 同上
- ・ハンガル 土曜日 同上

○ 相談件数等

平成18年度 2, 234件

平成19年度 1, 880件（平成20年2月現在）

主な相談内容：医療・福祉等に関すること（国民健康保険、日本での出生等）
教育に関すること（海外からの編入学手続き、公立学校の夏季見学等）
婚姻・国籍に関すること（結婚に伴う在留資格等）

○ 相談方法（フォローアップ）

外国籍府民の方から相談内容をお聞きする中で、国際センターが蓄積したこれまでの情報や経験を活かし、相談員から対処方法について回答している。

例えば、入国審査、在留資格の変更や医療等専門的なことについては、相談員が直接関係先に電話などで問い合わせ、具体的な対処方法を担当者から聴取し、本人に再度連絡して、必要であれば母国語で説明している。

このように京都府国際センターでは、情報の蓄積と相談員の高い資質に基づき、相談業務を行っているところであり、今後も引き続き分かりやすく、丁寧な対応に努めるとともに、相談員の資質向上を図るため研修の充実に努めてまいりたい。